

# 第 11 期三重県分別収集促進計画

(令和 8 ~ 12 年度)

令和 7 年 11 月

三 重 県

# 目 次

1 計画策定の目的 .....	P 1
2 第10期分別収集計画による分別収集の状況 .....	P 1
3 基本的方向 .....	P 4
4 計画期間 .....	P 4
5 対象品目 .....	P 4
6 市町の分別収集計画策定状況 .....	P 5
7 各年度における市町別の容器包装廃棄物の排出量の見込み及び 当該排出見込量を合算して得られる量 .....	P 9
8 特定分別基準適合物及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物について 各年度における市町別の得られる量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量 .....	P 12
9 容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、県内市町 相互間の分別収集に関する情報交換の促進、その他の分別収集の促進に関する事項 .....	P 25

## 1 計画策定の目的

平成4年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」の改正に伴い、一般家庭及び事業者から排出される一般廃棄物については、適正な収集・運搬・処分から、排出抑制と再生利用の推進による廃棄物の減量化に政策の重点が移り、「循環型社会形成推進基本法」を基本的枠組みとして、リサイクル関連の法整備が進みました。

平成7年に制定された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）」では、家庭から排出される廃棄物の約60%（容積比）を占める容器包装について、「消費者は分別して排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化」という、新しい役割分担が定めされました。

また、令和4年に制定された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）」では、市町村はプラスチック製容器包装も含め、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物（以下「製品プラスチック」という。）の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされ、製品プラスチックを分別収集する場合は市町村分別収集計画の対象に含めることが求められています。

容器包装廃棄物を資源としてリサイクルする過程のなかで、市町村が分別収集を合理的かつ効率的に遂行するためには、前もって綿密な計画を立てる必要があり、容器包装リサイクル法第8条第1項において、市町村は、分別収集計画を策定することが定められており、今般、県内各市町において、令和8年度を始期とする5年間の第11期分別収集計画が策定されたところです。

また、都道府県は、同法第9条第1項の規定に基づき、市町村分別収集計画を基に、区域内の排出見込み量等を算出し、容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集の促進の意義に関する知識の普及、区域内の市町村間の分別収集に関する情報交換の促進、その他分別収集の促進に関する事項等を記載した、都道府県分別収集促進計画を策定することが定められています。

本分別収集促進計画は、三重県における令和8年度から5年間の容器包装リサイクルにかかる施策の方向性を定め、これを推進していくことを目的としています。

## 2 第10期分別収集計画までの分別収集の状況

第1期分別収集計画からの分別収集実施市町村数の推移を表2に示しています。白色トレイの実施割合はわずかに減少傾向にありますが、それ以外の容器包装については概ね変化はありません。

令和5年度における、第10期分別収集計画で各容器包装廃棄物の分別収集を計画している市町数と、実際に分別収集を実施した市町数の割合は、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装が100%、その他紙製容器包装、スチール製容器、アルミ製容器、紙パック、段ボールが80%以上であり、概ね計画通りの実施率となりました。白色トレイは53.8%と比較的低い実施率となりましたが、別途、スーパー等の民間事業者による回収処理（店頭回収）が行われています。

表2－1 容器包装リサイクル法による分別収集実施市町村数の推移

区分	対象品目	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期		第7期		第8期		第9期		第10期	
		平成9年度	実施割合	平成12年度	実施割合	平成15年度	実施割合	平成18年度	実施割合	平成20年度	実施割合	平成23年度	実施割合	平成26年度	実施割合	平成29年度	実施割合	令和2年度	実施割合	令和5年度	実施割合
	市町村数(年度当初)	69	実施割合	69	実施割合	69	実施割合	29	実施割合	29	実施割合	29	実施割合								
特定分別基準適合物	無色ガラス	38	55.1%	42	60.9%	60	87.0%	28	96.6%	28	96.6%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%
	茶色ガラス	39	56.5%	42	60.9%	61	88.4%	28	96.6%	28	96.6%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%
	その他ガラス	39	56.5%	44	63.8%	62	89.9%	28	96.6%	28	96.6%	28	96.6%	28	96.6%	28	96.6%	29	100.0%	29	100.0%
	その他紙製容器包装	—	—	6	8.7%	11	15.9%	7	24.1%	9	31.0%	9	31.0%	8	27.6%	28	96.6%	29	100.0%	28	96.6%
	ペットボトル	16	23.2%	53	76.8%	69	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%
	その他プラスチック製容器包装	—	—	14	20.3%	32	46.4%	20	69.0%	23	79.3%	24	82.8%	24	82.8%	24	82.8%	25	86.2%	25	86.2%
	うち白色トレイ	—	—	12	17.4%	23	33.3%	13	44.8%	12	41.4%	11	37.9%	13	44.8%	11	37.9%	8	27.6%	7	24.1%
	スチール製容器	51	73.9%	55	79.7%	64	92.8%	29	100.0%	28	96.6%	26	89.7%	26	89.7%	24	82.8%	24	82.8%	24	82.8%
法第2指定期物第6項	アルミ製容器	48	69.6%	58	84.1%	63	91.3%	29	100.0%	28	96.6%	26	89.7%	26	89.7%	25	86.2%	25	86.2%	25	86.2%
	紙パック	9	13.0%	33	47.8%	42	60.9%	25	86.2%	27	93.1%	26	89.7%	26	89.7%	26	89.7%	26	89.7%	26	89.7%
	段ボール	—	—	36	52.2%	52	75.4%	27	93.1%	27	93.1%	28	96.6%	29	100.0%	29	100.0%	27	93.1%	28	96.6%

- ※ その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装（白色トレイを含む）及び段ボールについて  
は、平成12年度から分別収集が開始されています。
- ※ 平成の大合併により、市町村数は平成15年度以前の69から、平成18年度には29になりました。
- ※ その他紙製容器包装について、第8期よりその他紙製容器包装を含む雑紙として収集している場合は、実施市町に含めています。

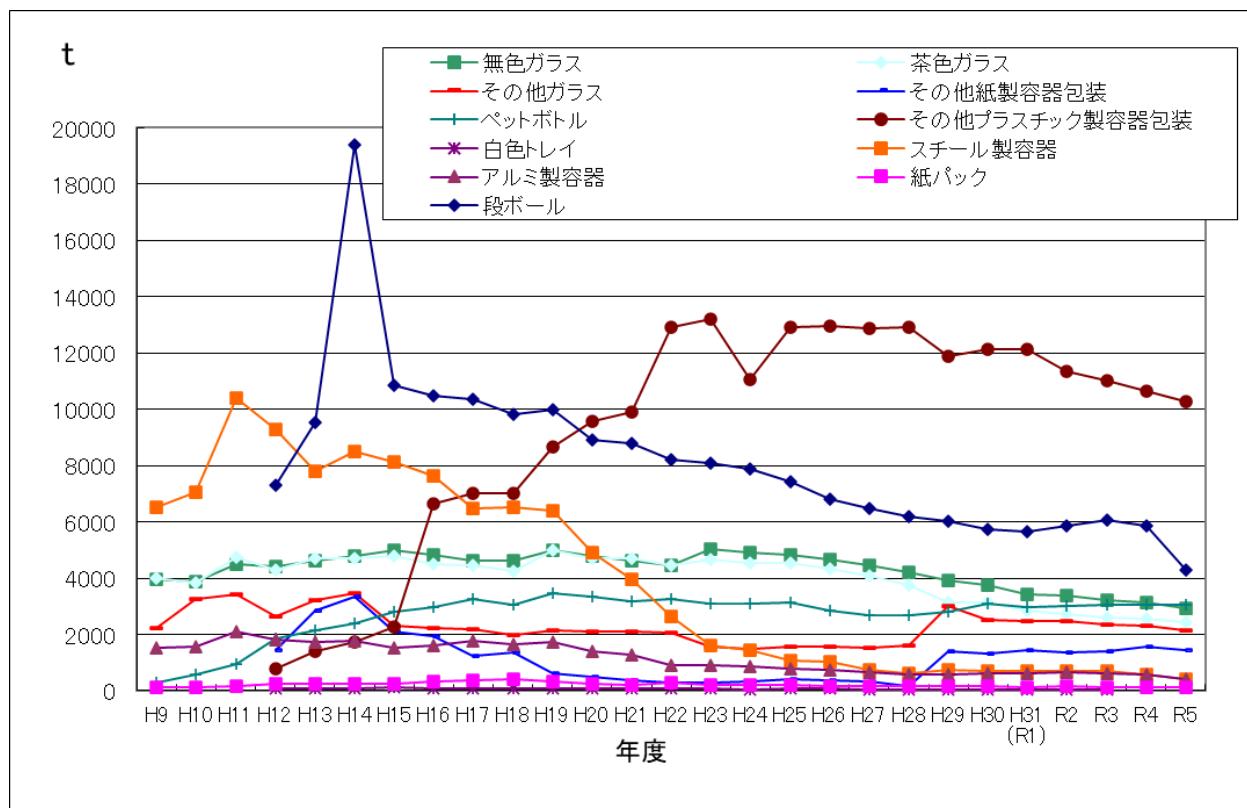


図2－1 容器包装リサイクル法による容器包装廃棄物の年間収集量の推移

## 分別収集計画市町数と実施市町数(令和5年度)

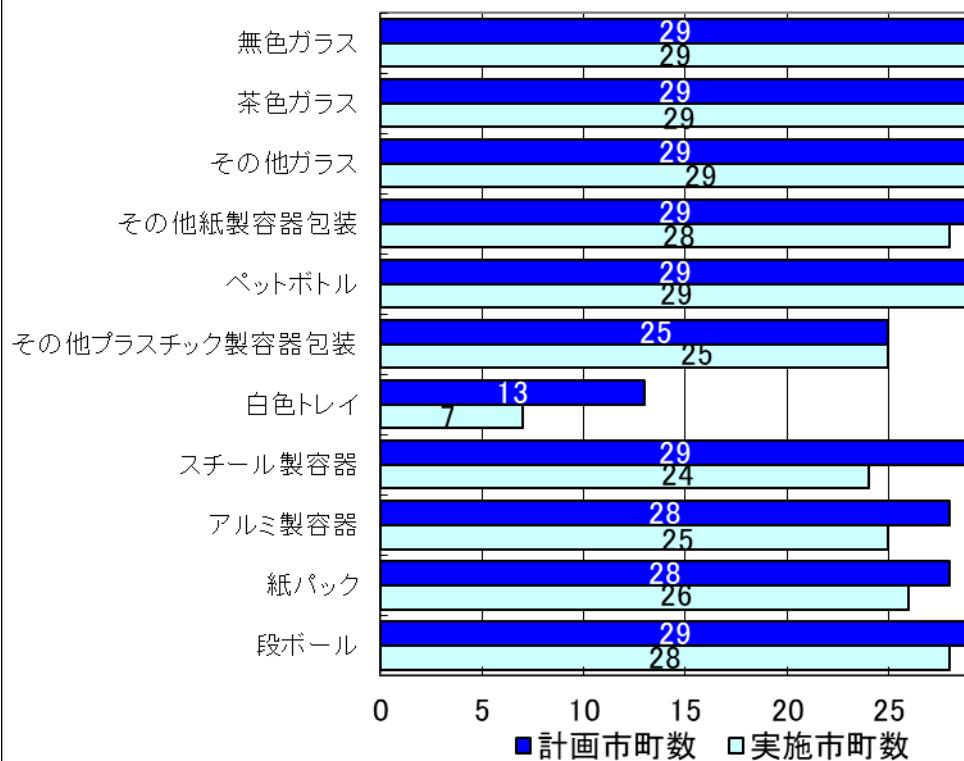


図2－2 容器包装リサイクル法による容器包装廃棄物の分別計画と実績比較

### 3 基本的方向

県は、一般廃棄物及び産業廃棄物に関する「三重県循環型社会形成推進計画」を令和3年3月に策定し、「新たな知見や技術を取り入れ、多様な主体とのパートナーシップでめざす循環型社会」を基本理念としています。このような認識のもと、持続可能な循環型社会の構築をめざし、「ごみゼロ社会の実現」に向けた考え方を施策のベースとしながら、新たな知見や技術を積極的に取り入れるとともに、市町、事業者、NPO等多様な主体とのパートナーシップを強化し、廃棄物の「3R+R」の促進及び廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組んでいます。

「第11期三重県分別収集促進計画」においても、三重県循環型社会形成推進計画の基本理念に沿い、市町の実施計画に基づいて、分別収集の促進が図られるよう取り組みます。

### 4 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3ヶ年終了時に改定します。

### 5 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち市町が容器包装リサイクル法に基づき分別収集する次のものを対象とします。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とします。

（容器包装リサイクル法第2条第7項） 特定分別基準適合物	1	主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び乳白色ガラス製のものを除く）であって、無色のもの（無色ガラス）
	2	主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び乳白色ガラス製のものを除く）であって、茶色のもの（茶色ガラス）
	3	主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び乳白色ガラス製のものを除く）であって、無色又は茶色のもの以外のもの（その他ガラス）
	4	主として紙製のもの（段ボール及び紙パックを除く。）（その他紙製容器包装）
	5	主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの。（ペットボトル）
	6	主としてプラスチック製のもの（ペットボトルを除く。）（その他プラスチック製容器包装）及びこのうち白色の発泡スチロール製食品トレイ（白色トレイ）
資源循環法 プラスチック	7	プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの（製品プラスチック）
第2条第6項指定物 容器包装リサイクル法	8	主として鋼鉄製のもの（スチール製容器）
	9	主としてアルミ製のもの（アルミ製容器）
	10	主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）（紙パック）
	11	主として段ボール製のもの（段ボール）

- ※ 「特定分別基準適合物（容器包装リサイクル法第2条第7項）」とは、市町が「分別収集」した「容器包装廃棄物」のうち、厚生省令で定める基準に適合するものであって、かつ環境省の指定を受けた保管施設において保管されている「分別基準適合物」を、「無色ガラス製容器」、「茶色ガラス製容器」、「その他色ガラス製容器」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」、「紙製容器包装」などの容器包装区分ごとに分けたものをいいます。
- ※ プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集する場合は、第11期分別収集促進計画から対象品目に含めています。
- ※ 「容器包装リサイクル法第2条第6項指定物」とは、「容器包装廃棄物」のうち、有償又は無償で譲渡できることが明らかで、再商品化をする必要がない物として主務省令で定める「スチール製容器」、「アルミ製容器」、「飲料用紙製容器（紙パック）」、「段ボール」をいいます。この「法第2条第6項指定物」については、容器包装リサイクル法における再商品化対象物ではありませんが、分別収集の対象物であるため、市町分別収集計画ならびに県分別収集促進計画の対象品目となります。

## 6 市町の分別収集計画策定状況

県内の市町の「第11期市町分別収集計画」の策定状況は表6-1のとおりです。

また、市町ごとの策定状況は表6-2-(1)、(2)及び(3)のとおりです。

**表6-1 分別収集計画策定市町数**

容器包装廃棄物＼年度		策定市町数				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
特定 分別 基準 適合物	無色ガラス	29	29	29	29	29
	茶色ガラス	29	29	29	29	29
	その他ガラス	28	28	28	28	28
	その他紙製容器包装	28	28	28	28	28
	ペットボトル	29	29	29	29	29
	その他プラスチック製容器包装	25	25	25	25	25
	うち白色トレイ	14	14	14	14	14
資源 循環 法 プラスチック	製品プラスチック	8	8	9	9	9
法 第 2 条 第 6 項 指 定 物	スチール製容器	29	29	29	29	29
	アルミ製容器	29	29	29	29	29
	紙パック	28	28	28	28	28
	段ボール	29	29	29	29	29

表6－2－(1) 市町分別収集計画策定状況（特定分別基準適合物）

	無色ガラス					茶色ガラス					その他ガラス					その他紙製容器包装					ペットボトル					その他プラスチック製容器包装				
	8	9	10	11	12	8	9	10	11	12	8	9	10	11	12	8	9	10	11	12	8	9	10	11	12	8	9	10	11	12
年度(令和)	8	9	10	11	12	8	9	10	11	12	8	9	10	11	12	8	9	10	11	12	8	9	10	11	12	8	9	10	11	12
津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
四日市市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
伊勢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
松阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
桑名市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鈴鹿市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
名張市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
尾鷲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
亀山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
鳥羽市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
熊野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
いなべ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
志摩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
伊賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
木曽岬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東員町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
菰野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
朝日町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
川越町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
多気町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
明和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大台町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
玉城町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
度会町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大紀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
南伊勢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
紀北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
御浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
紀宝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	28	28	28	28	28	28	28	28	28	29	29	29	29	25	25	25	14	14	14	

表6－2－(2) 市町分別収集計画策定状況（プラスチック資源循環法）

年度	製品プラスチック				
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
津市	○	○	○	○	○
四日市市					
伊勢市	○	○	○	○	○
松阪市					
桑名市					
鈴鹿市					
名張市					
尾鷲市					
亀山市					
鳥羽市					
熊野市	○	○	○	○	○
いなべ市			○	○	○
志摩市					
伊賀市					
木曽岬町					
東員町					
菰野町	○	○	○	○	○
朝日町					
川越町					
多気町					
明和町	○	○	○	○	○
大台町					
玉城町	○	○	○	○	○
度会町	○	○	○	○	○
大紀町					
南伊勢町					
紀北町					
御浜町	○	○	○	○	○
紀宝町					
	8	8	9	9	9

表6－2－(3) 市町分別収集計画策定状況（法第2条6項指定物）

	スチール製容器					アルミ製容器					紙パック					段ボール				
年度(令和)	8	9	10	11	12	8	9	10	11	12	8	9	10	11	12	8	9	10	11	12
津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
四日市市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
伊勢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
松阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
桑名市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鈴鹿市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
名張市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
尾鷲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
亀山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥羽市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
熊野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
いなべ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
志摩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
伊賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
木曽岬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東員町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
菰野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	
朝日町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
川越町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
多気町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
明和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大台町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
玉城町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
度会町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大紀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
南伊勢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
紀北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
御浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
紀宝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	28	28	28	28	28	29	29	29	29	

## 7 各年度における市町別の容器包装廃棄物の排出量の見込み及び当該排出見込量を合算して得られる量

第11期計画期間中の各年度における人口予測値は、表7-1のとおりです。

また、容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込みは、表7-2及び表7-3のとおりです。

**表7-1 各年度の人口予測値**

市町名＼年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
津市	264,903	263,107	261,311	259,515	257,719
四日市市	306,924	305,953	304,982	304,011	303,041
伊勢市	116,232	115,021	113,810	112,600	111,390
松阪市	153,970	152,743	151,516	150,289	149,061
桑名市	136,080	135,473	134,847	134,202	133,541
鈴鹿市	195,535	194,698	193,825	192,887	191,916
名張市	72,529	71,727	70,933	70,148	69,372
尾鷲市	14,327	14,034	13,742	13,449	13,156
亀山市	50,092	50,058	50,024	49,990	49,956
鳥羽市	15,842	15,468	15,094	14,720	14,346
熊野市	14,314	14,033	13,751	13,470	13,230
いなべ市	44,120	43,900	43,680	43,462	43,244
志摩市	41,805	40,868	39,952	39,057	38,182
伊賀市	83,179	82,221	81,273	80,337	79,441
木曽岬町	5,714	5,642	5,571	5,501	5,432
東員町	26,172	26,222	26,273	26,324	26,374
菰野町	40,571	40,485	40,399	40,284	40,169
朝日町	11,883	11,954	11,637	11,738	11,839
川越町	15,938	16,030	16,122	16,214	16,308
多気町	13,353	13,192	13,031	12,870	12,709
明和町	22,518	22,496	22,473	22,451	22,429
大台町	7,922	7,761	7,600	7,439	7,278
玉城町	14,882	14,805	14,728	14,651	14,574
度会町	7,373	7,306	7,239	7,172	7,105
大紀町	6,886	6,704	6,522	6,340	6,160
南伊勢町	10,044	9,713	9,382	9,051	8,720
紀北町	13,065	12,691	12,317	11,943	11,569
御浜町	7,344	7,223	7,102	6,981	6,861
紀宝町	9,858	9,689	9,519	9,351	9,182
合計	1,723,375	1,711,217	1,698,655	1,686,447	1,674,304
対前年比	-	99.3%	99.3%	99.3%	99.3%

※ 各市町分別収集計画にかかる人口予測値

表7－2 容器包装廃棄物排出量の見込み

(単位:t)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
津市	19,062.0	18,932.0	18,803.0	18,674.0	18,545.0
四日市市	17,400.0	17,121.0	16,832.0	16,542.0	16,252.0
伊勢市	3,506.0	3,470.0	3,433.0	3,397.0	3,361.0
松阪市	11,053.0	10,904.0	10,656.0	10,437.0	10,223.0
桑名市	10,860.0	10,812.0	10,762.0	10,711.0	10,659.0
鈴鹿市	11,155.0	11,153.0	11,091.0	11,051.0	11,008.0
名張市	665.0	657.0	650.0	643.0	636.0
尾鷲市	408.0	397.0	386.0	375.0	364.0
亀山市	4,297.0	4,305.0	4,291.0	4,288.0	4,285.0
鳥羽市	2,141.0	2,092.0	2,042.0	1,995.0	1,948.0
熊野市	593.0	581.0	570.0	558.0	547.0
いなべ市	561.0	561.0	561.0	561.0	561.0
志摩市	4,289.0	4,192.0	4,098.0	4,006.0	3,916.0
伊賀市	1,022.0	1,010.0	999.0	987.0	976.0
木曽岬町	319.0	315.0	311.0	308.0	304.0
東員町	612.9	614.1	615.3	616.5	617.6
菰野町	567.0	567.0	566.0	565.0	563.0
朝日町	181.0	181.0	179.0	180.0	182.0
川越町	142.0	142.0	145.0	147.0	145.0
多気町	441.5	436.2	430.9	425.6	420.3
明和町	584.0	583.0	583.0	583.0	583.0
大台町	281.4	275.7	270.0	264.3	258.6
玉城町	476.6	474.1	471.7	469.2	466.7
度会町	224.8	222.8	220.8	218.8	216.8
大紀町	232.4	226.3	220.2	214.1	208.0
南伊勢町	194.0	187.6	181.2	174.8	168.4
紀北町	1,370.0	1,331.0	1,291.0	1,252.0	1,213.0
御浜町	208.6	204.1	198.9	194.3	190.2
紀宝町	256.0	252.0	247.0	243.0	239.0
合計	93,103.2	92,198.9	91,104.9	90,080.5	89,056.7
対前年比	-	99.0%	98.8%	98.9%	98.9%

※ 分別収集計画に小数点第2位以下を記載している市町については、小数点第2位を四捨五入

表7－3 製品プラスチック排出量の見込み

(単位:t)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
津市	1,520.0	1,510.0	1,499.0	1,489.0	1,479.0
四日市市					
伊勢市	77.0	76.0	75.0	75.0	74.0
松阪市					
桑名市					
鈴鹿市					
名張市					
尾鷲市					
亀山市					
鳥羽市					
熊野市	33.0	33.0	31.0	31.0	30.0
いなべ市			24.0	24.0	24.0
志摩市					
伊賀市					
木曽岬町					
東員町					
菰野町	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
朝日町					
川越町					
多気町					
明和町	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
大台町					
玉城町	12.5	12.5	12.4	12.3	12.3
度会町	10.8	10.8	10.7	10.6	10.6
大紀町					
南伊勢町					
紀北町					
御浜町	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8
紀宝町					
合計	1,674.3	1,663.5	1,673.5	1,663.5	1,651.7
対前年比	-	99.4%	100.6%	99.4%	99.3%

※ 分別収集計画に小数点第2位以下を記載している市町については、小数点第2位を四捨五入

※ 分別収集が未実施の場合は空欄

## 8 特定分別基準適合物及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物について各年度における市町別の得られる量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量

各年度において得られる特定分別基準適合物、製品プラスチック及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み量は表8-1のとおりです。

品目ごとの各市町別の見込み量を、表8-2から表8-13に示します。

**表8-1 各年度において得られる特定分別基準適合物、製品プラスチック及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み量**

(単位:t)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
無色ガラス	(合計) 3224.7		(合計) 3203.0		(合計) 3178.2		(合計) 3152.7		(合計) 3126.0	
	(引渡量)	(独自処理量)								
茶色ガラス	(合計) 2796.9		(合計) 2774.2		(合計) 2753.5		(合計) 2730.0		(合計) 2705.3	
	(引渡量)	(独自処理量)								
その他ガラス	(合計) 1310.3		(合計) 1303.5		(合計) 1295.7		(合計) 1287.4		(合計) 1275.6	
	(引渡量)	(独自処理量)								
その他紙製容器 包装	(合計) 1131.1		(合計) 1122.5		(合計) 1111.0		(合計) 1101.5		(合計) 1091.1	
	(引渡量)	(独自処理量)								
ペットボトル	(合計) 3073.9		(合計) 3054.5		(合計) 3032.1		(合計) 3010.9		(合計) 2986.7	
	(引渡量)	(独自処理量)								
その他 プラスチック製 容器包装	(合計) 9527.8		(合計) 9458.8		(合計) 9390.6		(合計) 9320.8		(合計) 9249.9	
	(引渡量)	(独自処理量)								
うち白色トレー	(合計) 71.9		(合計) 70.2		(合計) 69.8		(合計) 69.3		(合計) 68.6	
	(引渡量)	(独自処理量)								
製品プラスチック	(合計) 1664.3		(合計) 1653.5		(合計) 1657.5		(合計) 1647.5		(合計) 1635.7	
	(引渡量)	(独自処理量)								
スチール製容器	1,245.4		1,230.8		1,221.5		1,221.1		1,197.8	
アルミ製容器	1,816.0		1,802.2		1,788.1		1,772.4		1,760.6	
紙パック	162.3		161.0		159.9		157.7		157.5	
段ボール	6,844.7		6,796.5		6,741.0		6,687.8		6,633.6	

※ 分別収集計画に小数点第2位以下を記載している市町については、小数点第2位を四捨五入

**表8－2 無色ガラス（規則第4条第1号）**

(単位:t)

市町名＼年度	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引渡見込量)					(市町独自処理予定量)				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
津市	451.0	448.0	445.0	442.0	439.0	150.0	149.0	148.0	147.0	146.0	301.0	299.0	297.0	295.0	293.0
四日市市	712.0	715.0	714.0	713.0	711.0						712.0	715.0	714.0	713.0	711.0
伊勢市	306.0	303.0	300.0	297.0	294.0	306.0	303.0	300.0	297.0	294.0					
松阪市	281.4	279.2	277.0	274.8	272.6						281.4	279.2	277.0	274.8	272.6
桑名市	146.0	145.0	144.0	144.0	143.0						146.0	145.0	144.0	144.0	143.0
鈴鹿市	181.0	180.0	180.0	179.0	178.0	181.0	180.0	180.0	179.0	178.0					
名張市	171.0	169.0	167.0	165.0	163.0						171.0	169.0	167.0	165.0	163.0
尾鷲市	52.0	50.0	48.0	46.0	44.0	52.0	50.0	48.0	46.0	44.0					
亀山市	86.0	86.0	86.0	86.0	86.0						86.0	86.0	86.0	86.0	86.0
鳥羽市	42.2	41.2	40.2	39.3	38.4	42.2	41.2	40.2	39.3	38.4					
熊野市	29.9	29.3	28.7	28.2	27.6						29.9	29.3	28.7	28.2	27.6
いなべ市	68.0	68.0	68.0	68.0	68.0						68.0	68.0	68.0	68.0	68.0
志摩市	86.0	84.0	82.0	80.0	79.0	86.0	84.0	82.0	80.0	79.0					
伊賀市	184.0	182.0	180.0	178.0	176.0	184.0	182.0	180.0	178.0	176.0					
木曽岬町	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0						5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
東員町	50.3	50.4	50.5	50.6	50.7						50.3	50.4	50.5	50.6	50.7
菰野町	66.0	66.0	66.0	66.0	65.0						66.0	66.0	66.0	66.0	65.0
朝日町	20.6	20.8	21.0	21.2	21.3						20.6	20.8	21.0	21.2	21.3
川越町	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0						27.0	27.0	27.0	27.0	27.0
多気町	28.7	28.4	28.1	27.8	27.5	28.7	28.4	28.1	27.8	27.5					
明和町	39.0	39.0	39.0	39.0	39.0	39.0	39.0	39.0	39.0	39.0					
大台町	17.1	16.8	16.5	16.2	15.8	17.1	16.8	16.5	16.2	15.8					
玉城町	31.1	31.0	30.8	30.6	30.5	31.1	31.0	30.8	30.6	30.5					
度会町	19.1	19.0	18.8	18.6	18.5	19.1	19.0	18.8	18.6	18.5					
大紀町	15.8	15.4	15.0	14.6	14.2	15.8	15.4	15.0	14.6	14.2					
南伊勢町	32.6	31.5	30.4	29.4	28.3	32.6	31.5	30.4	29.4	28.3					
紀北町	34.0	33.0	32.0	31.0	30.0						34.0	33.0	32.0	31.0	30.0
御浜町	17.9	16.0	14.2	12.4	10.6						17.9	16.0	14.2	12.4	10.6
紀宝町	24.0	24.0	24.0	23.0	23.0	24.0	24.0	24.0	23.0	23.0					
合計	3,224.7	3,203.0	3,178.2	3,152.7	3,126.0	1,208.6	1,194.3	1,180.8	1,165.5	1,152.2	2,016.1	2,008.7	1,997.4	1,987.2	1,973.8
対前年比	-	99.3%	99.2%	99.2%	99.2%	-	98.8%	98.9%	98.7%	98.9%	-	99.6%	99.4%	99.5%	99.3%

※ 分別収集計画に小数点第2位以下を記載している市町については、小数点第2位を四捨五入

表8－3 茶色ガラス製容器（規則第4条第2号）

(単位:t)

市町名＼年度	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引渡見込量)					(市町独自処理予定量)				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
津市	677.0	672.0	668.0	663.0	659.0	206.0	205.0	203.0	202.0	200.0	471.0	467.0	465.0	461.0	459.0
四日市市	464.0	466.0	465.0	465.0	464.0						464.0	466.0	465.0	465.0	464.0
伊勢市	229.0	227.0	225.0	222.0	220.0	229.0	227.0	225.0	222.0	220.0					
松阪市	251.2	249.2	247.3	245.3	243.3						251.2	249.2	247.3	245.3	243.3
桑名市	126.0	125.0	125.0	124.0	124.0						126.0	125.0	125.0	124.0	124.0
鈴鹿市	142.0	141.0	141.0	140.0	139.0	142.0	141.0	141.0	140.0	139.0					
名張市	123.0	121.0	120.0	119.0	117.0						123.0	121.0	120.0	119.0	117.0
尾鷲市	37.0	35.0	33.0	31.0	29.0	37.0	35.0	33.0	31.0	29.0					
亀山市	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0						60.0	60.0	60.0	60.0	60.0
鳥羽市	36.5	35.6	34.8	34.0	33.2	36.5	35.6	34.8	34.0	33.2					
熊野市	19.7	19.3	18.9	18.5	18.2						19.7	19.3	18.9	18.5	18.2
いなべ市	58.0	58.0	58.0	58.0	58.0						58.0	58.0	58.0	58.0	58.0
志摩市	76.0	74.0	72.0	71.0	69.0	76.0	74.0	72.0	71.0	69.0					
伊賀市	140.0	139.0	137.0	136.0	134.0	140.0	139.0	137.0	136.0	134.0					
木曽岬町	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0						5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
東員町	34.8	34.8	34.9	35.0	35.0						34.8	34.8	34.9	35.0	35.0
菰野町	49.0	49.0	49.0	49.0	49.0						49.0	49.0	49.0	49.0	49.0
朝日町	15.9	16.1	16.2	16.3	16.5						15.9	16.1	16.2	16.3	16.5
川越町	19.0	19.0	20.0	20.0	19.0						19.0	19.0	20.0	20.0	19.0
多気町	28.8	28.5	28.2	27.9	27.6	28.8	28.5	28.2	27.9	27.6					
明和町	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0					
大台町	17.2	16.9	16.5	16.2	15.8	17.2	16.9	16.5	16.2	15.8					
玉城町	23.3	23.2	23.1	23.0	22.9	23.3	23.2	23.1	23.0	22.9					
度会町	14.1	13.9	13.8	13.7	13.6	14.1	13.9	13.8	13.7	13.6					
大紀町	16.1	15.7	15.3	14.9	14.5	15.8	15.4	15.0	14.6	14.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
南伊勢町	28.8	27.9	26.9	26.0	25.0	28.8	27.9	26.9	26.0	25.0					
紀北町	39.0	38.0	37.0	36.0	35.0						39.0	38.0	37.0	36.0	35.0
御浜町	12.5	11.1	9.6	8.2	6.7						12.5	11.1	9.6	8.2	6.7
紀宝町	25.0	24.0	24.0	23.0	23.0	25.0	24.0	24.0	23.0	23.0					
合計	2,796.9	2,774.2	2,753.5	2,730.0	2,705.3	1,048.5	1,035.4	1,022.3	1,009.4	995.3	1,748.4	1,738.8	1,731.2	1,720.6	1,710.0
対前年比	-	99.2%	99.3%	99.1%	99.1%	-	98.7%	98.7%	98.7%	98.6%	-	99.5%	99.6%	99.4%	99.4%

※ 分別収集計画に小数点第2位以下を記載している市町については、小数点第2位を四捨五入

表8－4 その他ガラス製容器（規則第4条第3号）

(単位:t)

市町名＼年度	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引渡見込量)					(市町独自処理予定量)				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
津市	226.0	224.0	223.0	221.0	220.0	71.0	71.0	70.0	70.0	69.0	155.0	153.0	153.0	151.0	151.0
四日市市	295.0	296.0	296.0	296.0	295.0	295.0	296.0	296.0	296.0	295.0					
伊勢市	125.0	124.0	123.0	121.0	120.0	125.0	124.0	123.0	121.0	120.0					
松阪市	130.3	129.3	128.3	127.3	126.3	130.3	129.3	128.3	127.3	126.3					
桑名市															
鈴鹿市	85.0	85.0	84.0	84.0	83.0	85.0	85.0	84.0	84.0	83.0					
名張市	75.0	75.0	74.0	73.0	72.0	75.0	75.0	74.0	73.0	72.0					
尾鷲市	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0					
亀山市	38.0	38.0	38.0	38.0	38.0						38.0	38.0	38.0	38.0	38.0
鳥羽市	17.7	17.3	16.9	16.5	16.1	17.7	17.3	16.9	16.5	16.1					
熊野市	3.9	3.8	3.7	3.7	3.6						3.9	3.8	3.7	3.7	3.6
いなべ市	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0						25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
志摩市	31.0	30.0	29.0	29.0	28.0	31.0	30.0	29.0	29.0	28.0					
伊賀市	48.0	48.0	47.0	47.0	46.0	48.0	48.0	47.0	47.0	46.0					
木曽岬町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0						1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
東員町	22.9	22.9	22.9	23.0	23.0						22.9	22.9	22.9	23.0	23.0
菰野町	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0						30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
朝日町	10.3	10.4	10.5	10.6	10.7						10.3	10.4	10.5	10.6	10.7
川越町	17.0	17.0	18.0	18.0	17.0						17.0	17.0	18.0	18.0	17.0
多気町	14.6	14.4	14.2	14.0	13.8	14.6	14.4	14.2	14.0	13.8					
明和町	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0					
大台町	8.7	8.5	8.3	8.1	7.9	8.7	8.5	8.3	8.1	7.9					
玉城町	12.8	12.7	12.6	12.6	12.5	12.8	12.7	12.6	12.6	12.5					
度会町	8.1	8.0	7.9	7.9	7.8	8.1	8.0	7.9	7.9	7.8					
大紀町	8.1	7.9	7.7	7.5	7.3	8.1	7.9	7.7	7.5	7.3					
南伊勢町	13.4	12.9	12.5	12.1	11.6	13.4	12.9	12.5	12.1	11.6					
紀北町	14.0	13.0	13.0	13.0	12.0						14.0	13.0	13.0	13.0	12.0
御浜町	5.5	5.4	5.2	5.1	5.0						5.5	5.4	5.2	5.1	5.0
紀宝町	10.0	10.0	10.0	9.0	9.0	10.0	10.0	10.0	9.0	9.0					
合計	1,310.3	1,303.5	1,295.7	1,287.4	1,275.6	987.7	984.0	975.4	969.0	959.3	322.6	319.5	320.3	318.4	316.3
対前年比	－	99.5%	99.4%	99.4%	99.1%	－	99.6%	99.1%	99.3%	99.0%	－	99.0%	100.3%	99.4%	99.3%

※ 分別収集計画に小数点第2位以下を記載している市町については、小数点第2位を四捨五入

※ 分別収集が未実施の場合は空欄

表8－5 その他紙製容器包装（規則第4条第4号）

(単位:t)

市町名＼年度	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引渡見込量)					(市町独自処理予定量)				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
津市	42.0	42.0	41.0	41.0	41.0						42.0	42.0	41.0	41.0	41.0
四日市市	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0						27.0	27.0	27.0	27.0	27.0
伊勢市	108.0	107.0	106.0	105.0	104.0						108.0	107.0	106.0	105.0	104.0
松阪市	47.4	47.1	46.8	46.5	46.2						47.4	47.1	46.8	46.5	46.2
桑名市	86.0	86.0	85.0	85.0	84.0						86.0	86.0	85.0	85.0	84.0
鈴鹿市	45.0	45.0	44.0	44.0	44.0						45.0	45.0	44.0	44.0	44.0
名張市	9.0	9.0	9.0	8.0	8.0						9.0	9.0	9.0	8.0	8.0
尾鷲市	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0						16.0	16.0	16.0	16.0	16.0
亀山市	68.0	69.0	68.0	68.0	68.0						68.0	69.0	68.0	68.0	68.0
鳥羽市	34.0	33.2	32.4	31.7	30.9						34.0	33.2	32.4	31.7	30.9
熊野市	170.6	167.3	164.0	160.7	157.6						170.6	167.3	164.0	160.7	157.6
いなべ市	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0						23.0	23.0	23.0	23.0	23.0
志摩市	74.0	72.0	71.0	69.0	67.0						74.0	72.0	71.0	69.0	67.0
伊賀市															
木曽岬町	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0						10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
東員町	14.2	14.2	14.3	14.3	14.3						14.2	14.2	14.3	14.3	14.3
菰野町	72.0	72.0	72.0	72.0	71.0	72.0	72.0	72.0	71.0						
朝日町	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0						10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
川越町	2.0	2.0	2.0	3.0	3.0						2.0	2.0	2.0	3.0	3.0
多気町	15.0	14.8	14.7	14.5	14.3						15.0	14.8	14.7	14.5	14.3
明和町	189.0	188.0	188.0	188.0	188.0						189.0	188.0	188.0	188.0	188.0
大台町	9.6	9.4	9.2	9.0	8.8						9.6	9.4	9.2	9.0	8.8
玉城町	7.8	7.6	7.5	7.5	7.5						7.8	7.6	7.5	7.5	7.5
度会町	19.7	19.6	19.4	19.2	19.0						19.7	19.6	19.4	19.2	19.0
大紀町	7.9	7.7	7.5	7.3	7.1						7.9	7.7	7.5	7.3	7.1
南伊勢町	8.1	7.9	7.6	7.3	7.0	8.1	7.9	7.6	7.3	7.0					
紀北町	5.0	5.0	5.0	4.0	4.0						5.0	5.0	5.0	4.0	4.0
御浜町	8.8	8.7	8.6	8.5	8.4						8.8	8.7	8.6	8.5	8.4
紀宝町	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0						2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
合計	1,131.1	1,122.5	1,111.0	1,101.5	1,091.1	80.1	79.9	79.6	79.3	78.0	1,051.0	1,042.6	1,031.4	1,022.2	1,013.1
対前年比	－	99.2%	99.0%	99.1%	99.1%	－	99.8%	99.6%	99.6%	98.4%	－	99.2%	98.9%	99.1%	99.1%

※ 分別収集計画に小数点第2位以下を記載している市町については、小数点第2位を四捨五入

※ 分別収集が未実施の場合は空欄

表8－6 ペットボトル（規則第4条第5号）

(単位:t)

市町名＼年度	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引渡見込量)					(市町独自処理予定量)				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
津市	918.0	912.0	906.0	899.0	893.0						918.0	912.0	906.0	899.0	893.0
四日市市	440.0	441.0	441.0	440.0	439.0						440.0	441.0	441.0	440.0	439.0
伊勢市	328.0	325.0	321.0	318.0	314.0						328.0	325.0	321.0	318.0	314.0
松阪市	186.3	184.9	183.5	182.1	180.7	186.3	184.9	183.5	182.1	180.7					
桑名市	112.0	112.0	111.0	111.0	110.0						112.0	112.0	111.0	111.0	110.0
鈴鹿市	132.0	131.0	130.0	130.0	129.0	132.0	131.0	130.0	130.0	129.0					
名張市	48.0	48.0	47.0	47.0	46.0	48.0	48.0	47.0	47.0	46.0					
尾鷲市	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0						33.0	33.0	33.0	33.0	33.0
亀山市	89.0	89.0	89.0	89.0	89.0						89.0	89.0	89.0	89.0	89.0
鳥羽市	42.9	41.9	40.9	40.0	39.0						42.9	41.9	40.9	40.0	39.0
熊野市	50.6	49.6	48.6	47.6	46.7						50.6	49.6	48.6	47.6	46.7
いなべ市	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0						50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
志摩市	95.0	93.0	91.0	89.0	87.0						95.0	93.0	91.0	89.0	87.0
伊賀市	101.0	100.0	99.0	97.0	96.0	101.0	100.0	99.0	97.0	96.0					
木曽岬町	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0						7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
東員町	60.5	60.6	60.7	60.9	61.0						60.5	60.6	60.7	60.9	61.0
菰野町	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0						55.0	55.0	55.0	55.0	55.0
朝日町	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0						22.0	22.0	22.0	22.0	22.0
川越町	29.0	29.0	30.0	30.0	30.0						29.0	29.0	30.0	30.0	30.0
多気町	26.2	25.9	25.6	25.3	25.0						26.2	25.9	25.6	25.3	25.0
明和町	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0						33.0	33.0	33.0	33.0	33.0
大台町	24.4	23.9	23.4	22.9	22.4						24.4	23.9	23.4	22.9	22.4
玉城町	36.2	36.0	35.8	35.6	35.4						36.2	36.0	35.8	35.6	35.4
度会町	16.8	16.6	16.5	16.3	16.2						16.8	16.6	16.5	16.3	16.2
大紀町	15.8	15.4	15.0	14.6	14.2						15.8	15.4	15.0	14.6	14.2
南伊勢町	26.8	25.9	25.0	24.2	23.3						26.8	25.9	25.0	24.2	23.3
紀北町	41.0	39.0	38.0	37.0	36.0						41.0	39.0	38.0	37.0	36.0
御浜町	25.4	25.8	26.1	26.4	26.8						25.4	25.8	26.1	26.4	26.8
紀宝町	29.0	29.0	28.0	28.0	27.0						29.0	29.0	28.0	28.0	27.0
合計	3,073.9	3,054.5	3,032.1	3,010.9	2,986.7	467.3	463.9	459.5	456.1	451.7	2,606.6	2,590.6	2,572.6	2,554.8	2,535.0
対前年比	－	99.4%	99.3%	99.3%	99.2%	－	99.3%	99.1%	99.3%	99.0%	－	99.4%	99.3%	99.3%	99.2%

※ 分別収集計画に小数点第2位以下を記載している市町については、小数点第2位を四捨五入

表8－7 その他プラスチック製容器包装（規則第4条第6号）（白色トレイを含む）

(単位:t)

市町名＼年度	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引渡見込量)					(市町独自処理予定量)				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
津市	3,547.0	3,523.0	3,499.0	3,475.0	3,451.0	2,020.0	2,006.0	1,993.0	1,979.0	1,965.0	1,527.0	1,517.0	1,506.0	1,496.0	1,486.0
四日市市															
伊勢市	904.0	894.0	885.0	876.0	866.0	892.0	882.0	873.0	864.0	854.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
松阪市	604.0	599.3	594.6	589.9	585.2	604.0	599.3	594.6	589.9	585.2					
桑名市	1,047.0	1,042.0	1,038.0	1,033.0	1,028.0	1,047.0	1,042.0	1,038.0	1,033.0	1,028.0					
鈴鹿市	1,639.0	1,632.0	1,625.0	1,617.0	1,609.0	1,639.0	1,632.0	1,625.0	1,617.0	1,609.0					
名張市															
尾鷲市	97.0	94.0	91.0	88.0	85.0						97.0	94.0	91.0	88.0	85.0
亀山市	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0						7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
鳥羽市	70.3	68.7	67.1	65.5	64.0	70.3	68.7	67.1	65.5	64.0					
熊野市	72.3	70.4	69.5	67.7	66.8						72.3	70.4	69.5	67.7	66.8
いなべ市	171.0	171.0	171.0	171.0	171.0	171.0	171.0	171.0	171.0	171.0					
志摩市	227.0	222.0	217.0	212.0	207.0	227.0	222.0	217.0	212.0	207.0					
伊賀市	267.0	264.0	261.0	258.0	255.0	267.0	264.0	261.0	258.0	255.0					
木曽岬町	37.0	37.0	36.0	36.0	35.0						37.0	37.0	36.0	36.0	35.0
東員町	223.1	223.5	223.9	224.4	224.8	223.1	223.5	223.9	224.4	224.8					
菰野町	118.0	118.0	118.0	117.0	117.0	118.0	118.0	118.0	117.0	117.0					
朝日町															
川越町															
多気町	59.6	58.9	58.2	57.5	56.8	59.6	58.9	58.2	57.5	56.8					
明和町	64.0	64.0	64.0	64.0	64.0	64.0	64.0	64.0	64.0	64.0					
大台町	56.0	54.9	53.8	52.7	51.6	56.0	54.9	53.8	52.7	51.6					
玉城町	53.5	53.2	52.9	52.6	52.4	53.5	53.2	52.9	52.6	52.4					
度会町	46.0	46.0	45.0	45.0	45.0	46.0	46.0	45.0	45.0	45.0					
大紀町	45.3	44.1	42.9	41.7	40.5	45.3	44.1	42.9	41.7	40.5					
南伊勢町	28.4	27.5	26.5	25.6	24.7	28.4	27.5	26.5	25.6	24.7					
紀北町	103.0	103.0	103.0	103.0	103.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
御浜町	22.3	22.3	22.2	22.2	22.1						22.3	22.3	22.2	22.2	22.1
紀宝町	19.0	19.0	19.0	19.0	18.0						19.0	19.0	19.0	19.0	18.0
合計	9,527.8	9,458.8	9,390.6	9,320.8	9,249.9	7,731.2	7,677.1	7,624.9	7,569.9	7,515.0	1,796.6	1,781.7	1,765.7	1,750.9	1,734.9
対前年比	－	99.3%	99.3%	99.3%	99.2%	－	99.3%	99.3%	99.3%	99.3%	－	99.2%	99.1%	99.2%	99.1%

※ 分別収集計画に小数点第2位以下を記載している市町については、小数点第2位を四捨五入

※ 分別収集が未実施の場合は空欄

表8－8 プラスチック製容器包装（規則第4条第6号）（白色トレイ）

(単位:t)

市町名＼年度	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引渡見込量)					(市町独自処理予定量)				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
津市															
四日市市															
伊勢市															
松阪市	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0					
桑名市															
鈴鹿市															
名張市															
尾鷲市	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0						2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
亀山市	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0						2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
鳥羽市	1.7	1.6	1.6	1.6	1.5	1.7	1.6	1.6	1.6	1.5					
熊野市	3.6	3.5	3.5	3.4	3.3						3.6	3.5	3.5	3.4	3.3
いなべ市															
志摩市	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0					
伊賀市	25.0	24.0	24.0	24.0	24.0	25.0	24.0	24.0	24.0	24.0					
木曽岬町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0						1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
東員町															
菰野町															
朝日町															
川越町															
多気町	8.2	8.1	8.0	7.9	7.8	8.2	8.1	8.0	7.9	7.8					
明和町															
大台町	7.7	7.5	7.4	7.2	7.1	7.7	7.5	7.4	7.2	7.1					
玉城町															
度会町															
大紀町	5.5	5.4	5.2	5.1	4.9	5.5	5.4	5.2	5.1	4.9					
南伊勢町	1.2	1.1	1.1	1.1	1.0	1.2	1.1	1.1	1.1	1.0					
紀北町	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0						3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
御浜町															
紀宝町	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0						2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
合計	71.9	70.2	69.8	69.3	68.6	58.3	56.7	56.3	55.9	55.3	13.6	13.5	13.5	13.4	13.3
対前年比	－	97.6%	99.4%	99.3%	99.0%	－	97.3%	99.3%	99.3%	98.9%	－	99.3%	100.0%	99.3%	99.3%

※ 分別収集計画に小数点第2位以下を記載している市町については、小数点第2位を四捨五入

※ 分別収集が未実施の場合は空欄

表8－9 製品プラスチック（プラスチック資源循環法）

(単位:t)

市町名＼年度	製品プラスチックの量の見込み					(指定法人等への引渡見込量)					(市町独自処理予定量)				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
津市	1,520.0	1,510.0	1,499.0	1,489.0	1,479.0						1,520.0	1,510.0	1,499.0	1,489.0	1,479.0
四日市市															
伊勢市	77.0	76.0	75.0	75.0	74.0	77.0	76.0	75.0	75.0	74.0					
松阪市															
桑名市															
鈴鹿市															
名張市															
尾鷲市															
亀山市															
鳥羽市															
熊野市	23.0	23.0	22.0	22.0	21.0						23.0	23.0	22.0	22.0	21.0
いなべ市			17.0	17.0	17.0			17.0	17.0	17.0					
志摩市															
伊賀市															
木曽岬町															
東員町															
菰野町	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0						5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
朝日町															
川越町															
多気町															
明和町	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0					
大台町															
玉城町	12.5	12.5	12.4	12.3	12.3	12.5	12.5	12.4	12.3	12.3					
度会町	10.8	10.8	10.7	10.6	10.6	10.8	10.8	10.7	10.6	10.6					
大紀町															
南伊勢町															
紀北町															
御浜町	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8						1.0	1.2	1.4	1.6	1.8
紀宝町															
合計	1,664.3	1,653.5	1,657.5	1,647.5	1,635.7	115.3	114.3	130.1	129.9	128.9	1,549.0	1,539.2	1,527.4	1,517.6	1,506.8
対前年比	－	99.4%	100.2%	99.4%	99.3%	－	99.1%	113.8%	99.8%	99.2%	－	99.4%	99.2%	99.4%	99.3%

※ 分別収集計画に小数点第2位以下を記載している市町については、小数点第2位を四捨五入

※ 分別収集が未実施の場合は空欄

表8－10 スチール製容器包装（規則第3条）

(単位:t)

市町名＼年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
津市	365.0	363.0	360.0	358.0	355.0
四日市市	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0
伊勢市	169.0	167.0	166.0	164.0	162.0
松阪市	61.4	61.1	60.8	60.5	60.2
桑名市	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0
鈴鹿市	89.0	88.0	88.0	88.0	87.0
名張市	34.0	33.0	33.0	33.0	32.0
尾鷲市	51.0	49.0	47.0	45.0	43.0
亀山市	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
鳥羽市	28.6	27.9	27.3	26.7	26.0
熊野市	19.5	19.1	18.7	18.4	18.0
いなべ市	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
志摩市	31.0	30.0	29.0	29.0	28.0
伊賀市	4.3	4.2	4.2	4.1	4.1
木曽岬町	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
東員町	15.2	15.2	15.3	15.3	15.3
菰野町	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0
朝日町	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0
川越町	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0
多気町	9.5	9.4	9.3	9.2	9.1
明和町	69.0	69.0	69.0	69.0	69.0
大台町	4.7	4.6	4.5	4.4	4.3
玉城町	52.2	51.9	51.6	51.4	51.1
度会町	20.1	19.9	19.7	19.5	19.4
大紀町	4.0	3.9	3.8	3.7	3.6
南伊勢町	11.3	10.9	10.5	10.1	9.8
紀北町	22.0	21.0	21.0	20.0	20.0
御浜町	5.7	4.7	3.8	2.8	1.9
紀宝町	13.0	12.0	12.0	12.0	12.0
合計	1,245.4	1,230.8	1,221.5	1,211.1	1,197.8
対前年比	-	98.8%	99.2%	99.1%	98.9%

※ 分別収集計画に小数点第2位以下を記載している市町については、小数点第2位を四捨五入

表8-11 アルミ製容器包装（規則第3条）

(単位:t)

市町名＼年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
津市	1,014.0	1,007.0	1,000.0	993.0	987.0
四日市市	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0
伊勢市	179.0	177.0	175.0	173.0	172.0
松阪市	37.6	37.4	37.2	37.0	36.8
桑名市	52.0	52.0	52.0	52.0	51.0
鈴鹿市	54.0	54.0	54.0	54.0	53.0
名張市	30.0	29.0	29.0	28.0	28.0
尾鷲市	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
亀山市	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
鳥羽市	15.7	15.4	15.0	14.7	14.3
熊野市	28.6	28.0	27.4	26.9	26.3
いなべ市	38.0	38.0	38.0	38.0	38.0
志摩市	43.0	42.0	41.0	40.0	39.0
伊賀市	23.4	23.2	22.9	22.6	22.4
木曽岬町	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
東員町	35.0	35.1	35.2	35.2	35.3
菰野町	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0
朝日町	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
川越町	12.0	12.0	12.0	12.0	13.0
多気町	11.3	11.2	11.1	11.0	10.9
明和町	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0
大台町	13.0	12.7	12.4	12.1	11.8
玉城町	15.5	15.5	15.4	15.3	15.2
度会町	9.1	9.0	8.9	8.8	8.8
大紀町	6.0	5.8	5.6	5.4	5.2
南伊勢町	14.3	13.8	13.3	12.9	12.4
紀北町	21.0	21.0	20.0	19.0	19.0
御浜町	13.5	13.2	12.8	12.5	12.2
紀宝町	19.0	19.0	19.0	18.0	18.0
合計	1,816.0	1,802.2	1,788.1	1,772.4	1,760.6
対前年比	-	99.2%	99.2%	99.1%	99.3%

※ 分別収集計画に小数点第2位以下を記載している市町については、小数点第2位を四捨五入

表8-12 紙パック（規則第3条）

(単位:t)

市町名＼年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
津市	28.0	28.0	28.0	27.0	27.0
四日市市	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
伊勢市	31.0	31.0	30.0	30.0	30.0
松阪市	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
桑名市	20.0	20.0	20.0	19.0	19.0
鈴鹿市	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
名張市	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
尾鷲市	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
亀山市	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
鳥羽市	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
熊野市	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7
いなべ市	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
志摩市	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
伊賀市	2.8	2.7	2.7	2.7	2.6
木曽岬町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
東員町	10.1	10.1	10.2	10.2	10.2
菰野町					
朝日町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
川越町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
多気町	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
明和町	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
大台町	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
玉城町	3.4	3.4	3.3	3.3	3.3
度会町	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
大紀町	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
南伊勢町	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8
紀北町	3.0	2.0	2.0	2.0	2.0
御浜町	2.2	2.2	2.1	2.0	2.0
紀宝町	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
合計	162.3	161.0	159.9	157.7	157.5
対前年比	-	99.2%	99.3%	98.6%	99.9%

※ 分別収集計画に小数点第2位以下を記載している市町については、小数点第2位を四捨五入

※ 分別収集が未実施の場合は空欄

表8-13 段ボール（規則第3条）

(単位:t)

市町名＼年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
津市	1,387.0	1,378.0	1,368.0	1,359.0	1,349.0
四日市市	655.0	658.0	657.0	656.0	655.0
伊勢市	1,126.0	1,114.0	1,103.0	1,091.0	1,079.0
松阪市	194.1	192.6	191.1	189.6	188.1
桑名市	390.0	388.0	387.0	385.0	383.0
鈴鹿市	581.0	578.0	576.0	573.0	570.0
名張市	25.0	25.0	25.0	24.0	24.0
尾鷲市	108.0	106.0	104.0	102.0	100.0
亀山市	364.0	365.0	364.0	364.0	363.0
鳥羽市	90.8	88.7	86.6	84.6	82.6
熊野市	154.2	151.2	148.1	145.1	142.1
いなべ市	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
志摩市	224.0	219.0	214.0	209.0	205.0
伊賀市	226.0	224.0	221.0	219.0	216.0
木曽岬町	36.0	35.0	35.0	34.0	34.0
東員町	146.9	147.2	147.5	147.8	148.0
菰野町	142.0	142.0	142.0	142.0	142.0
朝日町	66.0	66.0	65.0	65.0	65.0
川越町	32.0	32.0	31.0	32.0	32.0
多気町	102.0	100.8	99.6	98.4	97.2
明和町	118.0	118.0	118.0	118.0	118.0
大台町	72.9	71.4	69.9	68.4	66.9
玉城町	152.4	151.6	150.8	150.0	149.2
度会町	56.3	55.8	55.3	54.8	54.3
大紀町	15.4	15.0	14.6	14.2	13.8
南伊勢町	28.3	27.3	26.4	25.5	24.5
紀北町	129.0	126.0	122.0	118.0	115.0
御浜町	95.5	95.9	96.2	96.5	96.8
紀宝町	109.0	107.0	105.0	104.0	102.0
合計	6,844.7	6,796.5	6,741.0	6,687.8	6,633.6
対前年比	-	99.3%	99.2%	99.2%	99.2%

※ 分別収集計画に小数点第2位以下を記載している市町については、小数点第2位を四捨五入

## **9 容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、県内市町相互間の分別収集に関する情報交換の促進、その他の分別収集の促進に関する事項**

### **(1) 容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進に関する知識の普及に関する具体的な施策**

環境関連イベントへの参加や、学校や企業への出前講座といったこれまでの形の啓発にとどまらず、SNSやアプリ、オンライン講義等、ICTを活用した多様な手段で情報発信を行うとともに、事業者や団体、国、市町等様々な主体との連携により啓発の効果を高めることで、県民の環境意識を高揚し、環境負荷の低減に向けた行動を促進します。

### **(2) 県内市町相互間の分別収集に関する情報交換の促進に関する具体的な施策**

市町と情報共有や意見交換を行う場である行政連絡会議などを通じて、家庭系ごみの分別排出の徹底や製品プラスチックの分別収集及び再商品化の事例など、一般廃棄物の「3R+R」に関する取組を水平展開するほか、市町におけるごみの発生・排出抑制につながる施策の検討・実施に向けて、技術的な支援を行います。

### **(3) その他の排出抑制や分別収集の促進に関する具体的な施策**

事業者自らが資源のスマートな利用に取組み、その活動を広げる「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」を運用し、不必要的ワンウェイプラスチックの利用の削減やマイバッグ・マイボトル等の利用、分別回収ボックスの適正配置等によるごみの分別の徹底といった自主的な取組を促進します。

## 第11期三重県分別収集促進計画

令和7年11月策定

三重県環境生活部環境共生局資源循環推進課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2385

FAX 059-222-8136

E-mail shigenj@pref.mie.lg.jp